8　認定地方公共団体の長は、第六項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第七の十三による確認書を交付するものとする。

9　認定地方公共団体の長は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記様式第七の十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（法第四十四条第一項の指定金融機関の要件）

第二十七条　法第四十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　復興特区支援貸付事業（法第二条第三項第三号に規定する復興特区支援貸付事業をいう。第三十一条第五項第二号において同じ。）を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

二　法第四十四条第一項の指定を受けた日から一年以内に利子補給契約（同項に規定する利子補給契約をいう。次条及び第二十九条第二項において同じ。）に係る貸付けを行うことが見込まれること。

（法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法）

第二十八条　法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間は五年間）とする元金均等半年賦償還とする。

（法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間）

第二十九条　法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。

一　二月二十一日から同年八月二十日までの期間

二　八月二十一日から翌年二月二十日までの期間

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において利子補給契約に係る貸付けがなされた場合には、復興特区支援利子補給金（法第四十四条第一項に規定する復興特区支援利子補給金をいう。次条において同じ。）の第一回目の支給に係る単位期間については、当該各号に定める期間とすることができる。

一　七月二十六日から同年八月二十日までの期間　当該貸付けの行われた日から翌年二月二十日までの期間

二　一月二十六日から同年二月二十日までの期間　当該貸付けの行われた日から同年八月二十日までの期間

（復興特区支援利子補給金の支給）

第三十条　指定金融機関（法第四十四条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第五項において同じ。）は、法第四十四条第五項の規定により復興特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第八の一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　当該復興特区支援利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表

二　前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類

三　その他内閣総理大臣が必要と認める書類

2　内閣総理大臣は、前項の規定により提出された申請書及び添付された書類が適正であると認める場合においては、予算の範囲内において、復興特区支援利子補給金を当該申請書を提出した指定金融機関に支給するものとする。

（法第四十四条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等）

第三十一条　法第四十四条第一項の指定（以下この条において単に「指定」という。）を受けようとする金融機関は、別記様式第八の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度又は連結事業年度の直前の事業年度又は連結事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三　指定に係る認定復興推進計画の作成又はその実施について協議をした地域協議会の構成員であることを証する書類

四　第二十七条第一号に掲げる要件に適合することを証する書類

五　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定復興推進計画に係る法第四十四条第一項の指定申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3　内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

4　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

5　内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一　不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、指定金融機関が復興特区支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

6　内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

7　内閣総理大臣は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

（復興整備計画の作成等）

第三十二条　被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。次項、第三十八条及び第三十九条第二項において同じ。）は、その区域の全部又は一部が法第四十六条第一項各号に掲げる地域のいずれに該当するかを明らかにして、復興整備計画（同項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2　法第四十六条第一項第三号に掲げる地域に該当する地域をその区域とする被災関連市町村（同項第一号又は第二号に掲げる地域に該当する地域をその区域とするものを除く。）は、同項第一号又は第二号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。第三十四条第二項及び第三十六条第二項において同じ。）からの要請を受けて復興整備計画を作成するものとする。

（土地利用方針の記載事項）

第三十三条　法第四十六条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

二　復興整備事業（法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。次条第二項、第三十五条及び第三十八条において同じ。）のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図